

日本 T. S. エリオット協会会則

- 第一条 本会は日本 T. S. エリオット協会 (The T. S. Eliot Society of Japan) と称し、事務局を事務局長の所属機関に置く。
- 第二条 本会は T. S. エリオットを中心に、関連ある作家、関与する文化現象について研究することを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。
1. 年次大会の開催
 2. 機関誌等の発行
 3. 内外の関係機関との連絡と協調
 4. その他必要と認められる事業
- 第四条 本会の会員は第二条の趣旨に賛同し、所定の会費を納入するものとする。
- 2 会員は、普通会員、学生会員、贊助会員の 3 種類とする。
- 第五条 本会の次の役職を置く。任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- 1 会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名、編集委員若干名、会計 1 名、会計監査 2 名
 - 2 会長、副会長、事務局長、編集委員、会計、会計監査は委員の中から互選する。
 - 3 委員は総会において選出する。
 - 4 会長は本会を代表し、会を総括するとともに総会および委員会を招集する。
 - 5 副会長は会長を補佐する。
 - 6 事務局長は会務を総括する。
 - 7 編集委員は機関誌 *T. S. Eliot Review* の編集に関わる業務を行う。編集委員長は編集委員の中から互選する。
 - 8 口座管理については事務局長が代表者となる。
 - 9 会計監査は年に 1 回会計を監査する。
- 第六条 本会に次の機関を置く。
- 1 総会、委員会
 - 2 総会は本会全般に関する事項の最高決定機関で、年 1 回開催する。
 - 3 委員会は会の運営に関する事項を議す。必要に応じて各種の特別委員会を構成することができる。
- 第七条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会の推挙により会長が委嘱する。
- 2 顧問は委員の被選挙権を失うが、委員会の要請に応じて委員会へ出席し、意見を述べることができる。
- 第八条 本会の経費は会費および寄付金によりまかぬ。
- 2 会費は年額とし、普通会員 6,000 円、学生会員 2,000 円、贊助会員 1 口 10,000 円とする。

- 3 寄付金は金額を問わず、隨時受け付ける。
- 4 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 5 所定の会費が3年間未納の場合は委員会の議を経て、退会者として扱うことができる。

第九条 本会則の改正は総会の議を経なければならない。

付 則 本会則は1988年11月12日制定、施行する。

- 2 1989年11月11日一部改訂。
- 3 1994年11月12日一部改訂。
- 4 2016年11月12日一部改訂。
- 5 2017年11月11日一部改訂。
- 6 2023年11月18日一部改訂